

養育費についてお悩みのかたへ大切なお知らせ

養育費の取り決めに係る費用の一部を補助します！

養育費は、こどもが自立するまでに必要な生活費、教育費、医療費などの費用です。ひとり親にとってこどもが健やかに成長するために大切なものです。

しかし、本来受け取れるはずの養育費について取り決めをしていないひとり親のかたが多くいます。養育費が確保できている場合とそうでない場合では、長期的に見れば経済面でとても大きな差となります。

町では、こどものために必要な養育費を確実に受け取り、離婚後の生活に対する不安を軽減できるよう、令和6年6月から養育費確保支援事業を実施します。

離婚を考えているかた、ひとり親のかたなど、こどもの養育費についてお悩みのかたは、こども未来課（☎76-2277）へご相談ください。



ホームページ QRコード

【対象者】

- ・町内に住所を有し、現に対象のこどもを養育しているかた
- ・申請から6月以内に美里町に住所を有する予定であり、現に対象のこどもを養育しているかた

【事業内容】

内容		利用回数	補助額	
弁護士相談	養育費の取り決めに係る事項の相談（1回30分）	最大3回	5,500円/1回	自己負担無し
弁護士依頼①	養育費の取り決めに係る依頼（着手金）	1回	上限200,000円	自己負担無し ただし、上限を超えた場合はその差額（依頼費用－上限額）
弁護士依頼②	公証役場立会い代理人依頼	1回	上限100,000円	
公正証書作成 手数料補助	公正証書作成に係る公証人手数料、収入印紙、など	1回	上限43,000円	作成後、本人が町に申請

※「夫婦関係調整（離婚）の調停」や「婚姻費用分担の調停」などは事業の対象外です。

「養育費は欲しいけど、もう相手方と関わりたくないのですが…」

「町が委託する弁護士が間を取り持ってくれるので、相手方と顔を合わせず手続きができます。」

「離婚して何年も経つのですが、対象になりますか？」

「既に離婚している場合でも、町に住所を有し、現にこどもを養育しているかたであれば本事業の対象となります。」

「養育費があるのとないのでは、どの程度差があるのでしょうか？」

「例えば月5万円の養育費をもらい、3歳のこどもを1人、20歳まで養育するかたの場合。年60万円×17年＝1,020万円になります。」

「養育費や公正証書など、まったく知識が無い私でも相談できますか？」

「はい。弁護士が親身になって対応しますので、安心してください。」

児童手当に関するお知らせ

1. 現況届について

令和4年度以降、児童手当を受給するための現況届は不要となりましたが、6月1日現在のお子さまの養育状況を公簿などにより確認することができないかたは提出が必要です。提出が必要なかたには現況届を送付しますので、提出をお願いします。

また、児童手当などの認定を受けた後、届出事項に変更があったかたは、変更届の提出が必要となります。

【現況届の提出が必要となるかた】

- ・支給要件となる児童の住民票が美里町にないかたや、離婚協議中で配偶者と別居中のかたなど、役場で状況を確認することができないかた

【変更届の提出が必要となるかた】

- ・受給者の婚姻や離婚などにより、受給者の状況に変化があったかた
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったかた
- ・受給者の加入する年金が変わったかた など

2. 所得上限限度額について

児童手当などが支給されなくなったあとに、所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



ホームページ QRコード

児童手当制度とは…

令和6年6月1日現在

【制度の概要】

◎対象者

町内に住所を有し、中学校修了までの児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育しているかた

◎支払月 6月、10月、2月

◎支給額

対象の児童1人につき（月額）

- ▶ 3歳未満 15,000円
- ▶ 3歳～小学生（第1・2子） 10,000円
- ▶ 3歳～小学生（第3子以降） 15,000円
- ▶ 中学生 10,000円

※ただし、所得が所得制限限度額以上で、所得上限限度額未満となる場合は、5,000円（特例給付）となります。なお、所得上限限度額以上の場合は受けられません。

【手続きに必要なもの】

申請には、普通預金通帳（請求者名義のもの）の写し、マイナンバーのわかるものが必要です。このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

【児童手当の支給を受けるには？】

児童手当は、対象者からの認定請求の手続きがないと資格はあっても支給されませんので、新たに支給対象となったかた（出生、転入など）は手続きをしてください。ただし、公務員のかたは勤務先で手続きをしてください。

所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※10月分（12月支給）からの児童手当については、制度改正（所得制限の撤廃、高校生まで拡充、第3子以降の増額など）が予定されています。制度の詳細が決まり次第、改めてお知らせします。